

令和 4 年度さぬき市国民健康保険運営協議会 会議要旨（要約）

- 1 日 時 令和 4 年 1 1 月 2 9 日（火） 1 4 : 0 0 ~ 1 5 : 0 0
- 2 場 所 さぬき市役所寒川庁舎 1 F 多目的ホール
- 3 出席者 [委 員] 高嶋町子、神野はるみ、溝渕茂樹、油谷一裕、川根達郎
富田晃子、林玲子、西山浩司、長尾健司
[事務局] 健康福祉部長 白井邦佳、税務課長 多田千稔、
税務課主任主事 大廣佳代、国保・健康課長 藤井英俊
国保・健康課副主幹 穴吹和久、国保・健康課主任主事 石本亜依
国保・健康課主事補 三浦瑠霞
[傍 聴] なし
- 4 欠席者 [委 員] 2 名
- 5 議 題 (1) 会長及び会長職務代理者の選挙について
(2) 会議録署名委員の選出について
(3) 令和 3 年度国民健康保険事業の状況について
(4) 令和 4 年度国民健康保険事業の状況について
(5) その他 新型コロナウイルス感染症に関連する制度等について
- 6 会議の内容は次のとおりである。

発信者	意見概要
事務局	<p>定刻の 2 時になりました。皆様お疲れ様でございます。いつもお世話になっております。国保・健康課の課長をしています藤井と申します。よろしくお願いいいたします。</p> <p>まず、本日さぬき市国民健康保険運営協議会ということで、皆様にお集まりいただきましたところ、本日 11 名の委員定数に対しまして、9 名の方が現在ご出席いただいております。国民健康保険運営協議会規則第 4 条第 4 項の規定によりまして、委員定数の過半数に達しておりますので、本会議が有効に成立していることをご報告いたしまして、ただ今から令和 4 年度さぬき市国民健康保険運営協議会を開催いたしたいと思っております。</p> <p>また、本日の協議会はさぬき市の「附属機関等の委員の構成及び会議の公開に関する指針」に基づき公開することとなっております。そのため、傍聴希望者に対しましては、傍聴を認めること、並びに本日の会議録等を公表することが定められております。このうち傍聴につきましては現在お申し出がございませんのでご報告申し上げます。また、会議録につきましては後日、本市ホームページにて公開する予定ですので併せてご報告申し上げます。</p>

続きまして、次第3の委員紹介でございます。新しい年度の最初の会
ありますので私のほうからお名前をご紹介させていただきますので、その
場でご起立をお願いいたします。

(委員紹介)

次に事務局の職員についても、私の方から紹介させていただきます。

(事務局職員の紹介)

それでは議事に入ります。

議題(1)「会長及び会長職務代理者の選挙について」を議題とします。

本協議会の会長及び会長職務代理者は、国民健康保険法施行令第5条に
おきまして「公益を代表する委員のうちから全委員がこれを選挙する」と
定められております。

さぬき市の場合、公益を代表する委員は3名おられますので3名の中か
ら選出することとなります。

3名の方をご紹介しますと、山本委員様、林委員様、富田委員様の3名
様でございます。

ここで皆様にお尋ねいたします。選出方法等について何かご意見ござい
ますでしょうか。

(意見なし)

特にご意見がございませんようですので、事務局の方から案を出させて
いただき、皆様にご承認いただくということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ご賛同いただけましたようですので、ご提案をさせていただきます。

それでは、本日は都合によりまして欠席となっておりますが、さぬき市
で国民健康保険を所管している健康福祉部の元部長でございまして、国民
健康保険についても造詣の深い山本委員に会長をお願いしたいと思います
です。山本様につきましては、すでに内諾をいただいているところでござい
ます。

また、職務代理については、林委員におねがいしたいと思います。

委員の皆様、よろしいでしょうか。よろしければ拍手をもってご承認く

<p>職務代理人</p>	<p>ださい。</p> <p>(拍手)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは会長は山本委員に、会長職務代理者は林委員をお願いすることに決定させていただきます。本来ですと、本協議会規則第4条第1項の規定により会長が議長とすることとなるところですが、本日は欠席のため、ここからの進行につきましては、職務代理者である林委員をお願いしたいと思います。それでは林様、会長席をお願いします。</p> <p>(林委員、着席)</p> <p>(職務代理者挨拶)</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議題(2)「会議録署名委員の選出」を議題とします。事務局から案があれば説明をお願いいたします。</p> <p>会議録の署名でございますが、本協議会規則第6条の規定によりまして、議長である会長と2名の出席委員が行うことになっております。今回は職務代理ということで、林委員と2名の出席委員に行っていただくこととなります。</p> <p>今回は神野委員と川根委員のお二方をお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>特に異論がないようですので、神野委員と川根委員お二方、よろしく申し上げます。</p>
<p>職務代理人</p>	<p>それでは、神野委員と川根委員、よろしく申し上げます。</p> <p>次に、議題(3)「令和3年度国民健康保険事業の状況について」事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>お手元資料の「令和4年度さぬき市国民健康保険運営協議会資料」に基づいて、議題4(3) 令和3年度国民健康保険事業の状況について①令</p>

和3年度国民健康保険事業決算状況について説明させていただきます。

1 ページ目の「被保険者及び医療費の推移」について説明します。

令和3年度のさぬき市国民健康保険被保険者数の合計は9,857人で、ここ5年間続けて減少しています。このうち、一人当たりの医療費が高額となる70歳以上の被保険者数に注目しますと、H29年度は全体の25.6%、H30年度は29.1%、令和元年度は31.4%、そして令和2年度は34.1%と大幅に増加している状況でしたが、令和3年度については、令和2年度と同じ34.1%となっています。

団塊の世代にあたる被保険者は、令和3年から後期高齢者医療へ移行し、令和6年度には団塊の世代全員が移行することになることから、一般的には令和3~4年度に70歳以上の被保険者の割合がピークを迎えると推測されています。

香川県全体の推計でも、令和3年度が70歳以上の国保被保険者数がピークを迎え、その後令和7年度まで毎年減少していく見込みで、さぬき市も同様にほぼピークを迎えたのではないかと考えられます。

次に、医療費の推移について、全体の医療費、65歳未満、前期高齢者、70歳以上それぞれの被保険者区分別の医療費ともに前年度に比べて増加しております。

同じく、一人当たりの医療費についても、前年度に比べて増加となっております。先ほど被保険者数の推移でも注視しました、65歳未満の一人当たり医療費と70歳以上の一人当たり医療費を比較すると、70歳以上の一人当たり医療費が約2倍となっております。

続きまして、2 ページ目の「国民健康保険事業特別会計決算の推移」について説明します。

令和3年度の歳入総額は、令和2年度より、およそ2.13%増加して、58億1564万6,477円。一方、歳出総額も、およそ2.17%減少して、55億9,251万1,587円で、歳入歳出差引額は、前年度からの繰越金も併せて2億2,339万4,890円の黒字となっております。

歳入では、国民健康保険税が前年度比プラス4.3%で3,590万7,645円増加し、8億6,776万1,949円となっております。令和2年度は、資産割の廃止及び税率改正と新型コロナウイルス感染症の影響で大きく減少しましたが、令和3年度につきましては、新型コロナウイルス感染症による影響から多少の回復があったのではないかと考えられます。

つづいて、国庫支出金については、前年度から1,320万円ほどの減少となっております。こちらは、令和2年度はシステム改修に伴う補助金が含まれておりましたが、令和3年度は新型コロナウイルスの影響で収入が減少

した人を対象にした国保税の減免措置に対する補助金約 152 万のみが計上されております。

次に、一般会計繰入金についてですが、赤字補填等を目的とした法定外繰入はなく全額法定内の繰入となっております。

次に、歳出についてです。

総務費が前年度比マイナス 24.9%で、およそ 850 万円の減少となっております。こちらにつきましては、令和 2 年度には新規のシステム改修の費用が含まれていましたが、そのシステム改修が終わり、今年度は含まれていないことが減少の主な要因となります。

療養諸費、高額療養費の医療費につきましては、36 億 2,666 万 8,338 円、5 億 7,114 万 6,686 円とそれぞれ前年度より増えております。令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症による受診控えの影響が大きかったこと、一人当たりの医療費額が増加したことによると思われます。

出産育児諸費については、およそ 150 万円増えて、671 万 7,331 円の支出となっております。出産件数は令和 2 年度が 13 件 13 人、令和 3 年度が 15 件 16 人です。

傷病手当金ですが、令和 3 年度は申請がありませんでした。なお、令和 4 年度の状況については、このあと、その他のところで改めて説明いたします。

国保事業費納付金につきましては、県全体の納付金額が減少したことから、さぬき市の納付額も 4%減少しております。

保健事業費につきましては、対前年度比 39.6%増で 1,251 万 9,880 円となっております、およそ 355 万円の増加となっております。これは、令和 2 年度に新型コロナウイルス感染症の影響で実施を見送った糖尿病予防の事業を再開したことなどによるものです。

特定健康診査事業費については、特定検診の未受診者勧奨の回数を増やすなど委託料が増加したことによるものです。こちらの内容につきましても、このあと担当から説明いたします。

直診会計繰出金についてです。この直診会計繰出金は、国の補助金が県經由でさぬき市国保特別会計に入り、それをさぬき市民病院、多和診療所、津田診療所に支出するものです。例年ですと、さぬき市民病院と多和診療所に繰出しておりますが、令和 3 年度については、多和診療所と津田診療所が県の特別調整交付金の対象となる医療事務システムの更新を行ったことから、前年より増加しております。

これらの、令和 3 年度の決算状況をグラフにしたものが 3 ページ目です。まず、収入についてですが、収入はおよそ 15%で、国・県、さぬき市

事務局	<p>一般会計からの繰入がおよそ 80%となっております。</p> <p>また、支出については、医療費が 75%を占めております。このほか、県に収める納付金とさぬき市民病院・多和診療所への繰出金を併せておよそ 23%となっております。</p> <p>以上で、令和 3 年度の国民健康保険事業特別会計決算状況についての説明を終了します。</p> <p>引き続きまして、特定健康診査と特定保健指導の状況について担当から説明いたします。</p> <p>令和 3 年度の特定健康診査と特定保健指導の説明をさせていただきます。</p> <p>今回の報告資料は、法定報告の数値をもとに作成しています。なお、国への法定報告では、対象者・受診者ともに、年度を通してさぬき市国民健康保険に加入している人のみを報告することとなっています。年度途中で資格の異動があった方は対象外となります。</p> <p>資料の 4 ページをご覧ください。</p> <p>こちらは、平成 29 年度から令和 3 年度までの香川県内国保加入者の特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率の一覧表となっています。</p> <p>上から 6 段目のさぬき市の受診率を見ていただきますと、令和 3 年度は 41.8%であり、前年度より 3.1%上昇しました。</p> <p>国民健康保険組合を除く県内の 17 保険者の受診率をみると、まんのう町が一番高く、さぬき市は 7 番目となっております。</p> <p>表の右端の令和 3 年度特定保健指導実施率を見ていただきますと、さぬき市の実施率は 38.6%であり、前年度より 2.2%低くなる結果となりました。国民健康保険組合も含む県内保険者での利用率の順位は、3 番目となります。</p> <p>次に、5 ページをご覧ください。グラフ 1 は、平成 29 年度から令和 3 年度までの特定健康診査の対象者数、受診者数、受診率の推移を表しております</p> <p>対象者数は平成 29 年度以降減少傾向となっております。令和 3 年度の受診率は 41.8%で令和元年度並みの受診率まで回復しました。</p> <p>グラフ 2 は、香川県内の平均受診率とさぬき市の受診率を比較したグラフとなっております。県内全体でV字回復しています。</p> <p>次の 6 ページをご覧ください。こちらは、令和 3 年度のさぬき市特定健康診査対象者と受診率を男女別・年代別に分析した資料となっております。</p> <p>グラフ 3 とグラフ 5 をご覧ください。グラフ 3 は、特定健康診査対象者の男</p>
-----	--

女別の割合で、男性 48%、女性 52%と例年と同じ割合で推移しています。グラフ 5 をご覧ください。こちらは過去 5 年間の男女別受診率の推移で、例年どおり女性の受診率が、高く推移していることがわかります。

次にグラフ 4 とグラフ 6 をご覧ください。グラフ 4 は、特定健診対象者の年代別の割合をあらわしています。特定健診対象者の約 8 割が 60～70 歳代、残り 2 割が 40～50 歳代という内訳となっております。グラフ 6 では、過去 5 年間の年代別受診率の推移を表したものです。一番上から、70 歳代・60 歳代・50 歳代・40 歳代となっており、上の年代ほど、受診率が高く推移しています。一番下の折れ線が 40 歳代の受診率となりますが、前年より 1.7%上昇しています。

令和 3 年度の保健事業の一つで特定健診に関連する受診勧奨事業について説明します。

受診勧奨事業としては、まず受診勧奨ハガキの送付を行いました。今回は、外部委託の上、過去の受診履歴や質問票のデータをもとに人工知能による分析を行い、送付対象者を決定しています。送付対象者の健康意識に合わせたメッセージを用いた送り分けを行うことで、効果的な受診勧奨となるように努めました。また、通知回数を例年の 1 回から 2 回と回数を増やし、効果的と思われる 8 月と 10 月に案内を送付しております。

次に、令和 3 年度も 11 月に日曜健診を 1 回開催しました。お仕事の都合で平日に医療機関を受診することが難しい方や、健診期間中に受診できなかった方のフォローアップとして実施しています。また、がん検診と同日開催することで利便性の向上を図っています。令和 3 年度は、感染症対策として事前予約制で 50 名までで募集を行いまして、令和 2 年度の受診者を上回る 34 名に受診機会を提供することができました。34 名の受診者のうち、6 割近くの方は 40 歳代でした。また全体のうち 7 割の方は前年度健診未受診者でした。

このことから受診勧奨事業の結果、新規受診につながり、継続的な受診機会の提供につながっていると考え、今後も継続して取り組みを続けてまいります。

続いて、特定保健指導の説明をします。

特定健診の結果により対象となった方に、特定保健指導の利用案内を行いまして、参加を希望される方には 6 か月間の保健指導を実施しています。

7 ページをご覧ください。平成 29 年度から令和 3 年度までの特定保健指導の対象者数、利用者数、利用率の推移をあらわしたグラフです。特定保健指導の利用率は、令和 3 年度は 38.6%という結果となりました。グ

職務代理者	<p>ラフ 8 の、香川県とさぬき市の利用率を比較したグラフを見ていただくと、県内平均より高い利用率を維持しています。</p> <p>令和 3 年度は、特定保健指導の対象の方が健康に関心をもてるような案内や積極的な利用勧奨に努めました。勧奨の結果、「すでに自分で取組を行っているまたはしたい」や「利用する必要性を感じない」、「医師に相談済みである」、「仕事等で忙しく時間がない」という理由で保健指導を断る方が多いのが現状です。一方で全体の 2 割ほどの方は、勧奨により利用につながっています。保健指導を利用した方からは、保健師と管理栄養士による丁寧な対応や、保健指導終了後のフォローにより、継続的な取り組みができ、生活習慣の改善に役立ったなどのお声をいただいています。実際、保健指導を利用した 4~5 割の方は、腹囲や体重が減り改善しています。数値としては改善せずとも、生活習慣を改善しようとする健康意識の変化は、終了後のアンケートや個人の感想からも見ることができました。</p> <p>今後も、対象者の方に、特定保健指導を利用するメリットや必要性をご理解いただきまして、健康を意識した継続的な受診につながるよう働きかけてまいります。</p> <p>令和 3 年度の特定健診・特定保健指導の実施状況に関しては以上となりますが、先に説明させていただきました特定健診未受診者勧奨事業のほか、特定健診継続受診対策として国保体操教室、重複服薬者事業として啓発通知や保健指導、糖尿病性腎症重症化予防事業として、健診結果やレセプト結果をもとに、医療受診勧奨や保健指導をおこなっております。また、生活習慣病予防として、年度末年齢 74 歳の方を対象にした健康教室なども実施しました。来年度は特定健診等実施計画やデータヘルス計画の次期計画を策定することとなっています。今後は国からの指針や現計画の最終評価結果に基づきまして、よりよい保健事業について検討をしております。</p> <p>以上で私からの説明は終わります。</p> <p>ありがとうございました。それでは、ご質問、ご意見をお受けしたいと思います。ご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>ないようですので、議題(3)「令和 3 年度国民健康保険事業の状況について」承認するということよろしいでしょうか。</p>
-------	---

事務局	<p>（「異議なし」 の声あり）</p> <p>それでは、異議なしと認めます。 次に、議題(4)「令和4年度国民健康保険事業の状況について」事務局より説明をお願いします。</p> <p>それでは、令和4年度国民健康保険事業の状況について、説明します。 先程と同じ資料「国民健康保険運営協議会資料」を使って説明させていただきます。</p> <p>8ページをお開き下さい。この表は、過去3年間の当初予算を表にしたもので、令和4年度につきましては、当初予算額で歳入歳出それぞれ55億9,490万円を計上しており、前年度比プラス0.61%と概ね前年度並みとなっております。</p> <p>歳入については、国民健康保険税8億578万4千円、県支出金43億802万4千円などが主なもので、このうち、行番号1 国民健康保険税について、対前年度比マイナス1.9%、1,557万4千円の減少となっております。こちらは被保険者数の減少が大きな要因となっておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響からの回復も考慮した見積もりとなっております。</p> <p>行番号4 県支出金については前年度比プラス1.2%です。平成30年度の国保広域化以降、さぬき市が払いました医療費を県が補助してくれる制度となっておりますので、支出の下段の表の行番号3と4の療養諸費、高額療養費といった医療費の増加に伴い県からの支出金も増加としています。</p> <p>延滞金については、前年度比プラス34%で、約170万円の増となっております。これは過去3年間の実績の増減率を基に算出しております。</p> <p>つづいて、下段の表の歳出についてです。</p> <p>総務費につきましては、前年度比プラス7.4%のおよそ3,081万円となっております。主な理由といたしましては、新たに設けられた未就学児に対する均等割保険税の軽減措置に伴うシステム改修の費用、こちらがおよそ165万円、システム委託料が50万円などの増額があります。一方で被保険者数の減少に伴い、レセプトの点検や保険証の封入などの委託料、こちらが減額となっており、あわせて212万円の増額となっております。</p> <p>療養諸費 36億4,902万7千円、行番号4 高額療養費 5億4,619万5千円。こちらについては、先ほどの説明にもありましたが、診療控えからの回復、また一人当たりの医療費額の増加により、前年より増額計上しています。</p>
-----	--

	<p>このほか、直診会計繰出金は、令和3年度にありました多和診療所、津田診療所の医療事務システムの更新に関する支出がなくなり、今年度につきましては、前年度に続いて市民病院の健康管理センター等健康管理事業、多和診療所のへき地診療への補助金のほか、新たに津田診療所において血圧脈波検査装置、神経伝導検査装置の購入に関する整備事業補助金およそ70万を計上したものとなっております。</p>
事務局	<p>以上で、令和4年度の国民健康保険事業特別会計予算状況についての説明を終了します。</p> <p>続きまして税務課から令和4年度国民健康保険の課税状況について説明いたします。</p> <p>課税状況について説明させていただきます。</p> <p>令和3年度と令和4年度の4月1日現在の状況ですが、被保険者数、世帯数はともに減少しております。</p> <p>調定額につきましては、被保険者数、世帯数が減少したことに加え、軽減世帯数が増加したことに伴い、前年度より約3,800万円減少している状況であります。</p> <p>10月末の納付状況につきましては、現年分の収納率は前年度と比較して51.21%から53.62%と約2%増加しておりますが、調定額につきましては、約5,450万円の減少、収納額も約800万円減少している状況であります。</p>
職務代理者	<p>国民健康保険税の課税状況についての説明は以上となります。</p> <p>このことにつきまして、ご質問、ご意見をお受けいたします。ご意見ご質問がありましたらお願いします。</p> <p>(発言なし)</p> <p>ありませんか。</p> <p>それでは議題(4)「令和4年度国民健康保険事業の状況について」ご意見がありませんので、異議なしといたします。</p>
事務局	<p>続きまして、議題(5)「その他」①新型コロナウイルス感染症に関する制度等について事務局より説明をお願いします。</p> <p>それでは、議題(5)その他 新型コロナウイルス感染症への対応」につ</p>

事務局

いて説明します。資料の 12 ページをご覧ください。

さぬき市では、新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の支給を行っております。対象となるのは、国民健康保険の加入者で、所得税法上の給与等の支払いを受けているなどの要件を満たす方となっております。対象となる日数は、新型コロナウイルス感染症の影響によって就労できなくなった日から起算して 3 日を経過した日から、就労できない期間のうち就労を予定していた日となります。支給額につきましては、直近 3 か月の給与収入の一日平均の 3 分の 2×支給対象となる日数となります。

令和 2 年度に 1 件の申請があり、令和 3 年度の申請はありませんでした。

今年度は、今日現在で、5 人から申請があり、およそ 9 万 7 千円を支給しています。現在も新規の問い合わせをいただいている状況です。

つづいて、新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免等について、税務課から説明します。

資料 13 ページをお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響による減免申請につきましては、前年度に引き続き今年度も、年度末の令和 5 年 3 月 31 日まで受付しており、減免の要件等につきましては、資料のとおりであり、ホームページにも掲載し周知に努めているところであります。

資料次ページをお願いいたします。

令和 4 年 10 月末までの申請件数につきましては、7 月に 5 件、8 月は 0 件、9 月に 1 件、10 月に 1 件の計 7 件となっております。

コロナ減免についての説明は以上となります。

つづいて、資料 15 ページをお願いいたします。

今年度から新しく未就学児に係る均等割額の軽減措置が導入されております。令和 2 年 12 月 15 日に閣議決定された「全世代型社会保障改革の方針について」等を踏まえ、現役世代への給付が少なく、給付は高齢者中心、負担は現役世代中心というこれまでの社会保障の構造を見直し、全ての世代で広く安心を支えていく「全世代対応型の社会保障制度」を構築するための一環として未就学児に係る均等割額を減額する制度が創設されました。

軽減の内容につきましては、世帯内に 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である被保険者がいる場合、その被保険者に係る均等割額を 5 割軽減いたします。この軽減措置につきましては、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、多子世帯や低所得世帯による制限をかけず、広く未就学児がいる世帯に対して、一律に軽減を行うものであります。

職務代理者	<p>なお、低所得者軽減の適用がある場合には、低所得者軽減後の均等割額を5割軽減いたします。</p> <p>10月末現在、軽減の対象者は156人おり、軽減額は約132万円となっております。</p> <p>軽減に対するの財政措置につきましては、国2分の1、県4分の1、市4分の1の負担割合となっております。</p> <p>未就学児に係る均等割額の軽減についての説明は以上であります。</p> <p>ありがとうございました。ご意見、ご質問をお受けいたします。</p> <p>(発言なし)</p>
委員	<p>議題(5)その他 新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、ご意見がありませんので、異議なしといたします。</p> <p>これで本日の議題は全て終了しました。</p> <p>それでは閉会といたします。ありがとうございました。</p> <p>ありがとうございました。</p>